

## 役員貸付金の留意点

**役員貸付金**とは、法人が役員に対して貸し付けているお金のことです。

役員貸付金は株主総会・取締役会の決議、金銭消費貸借契約書の締結など適切

な手続きを経て行われた貸付金もありますが、損益計算書の見栄えをよくさせるため、以下のような取引を行ったことを要因として、発生することも多く、中小法人、特に同族会社ではしばしば見受けられます。



◆ 実質は役員給与であるものの一部を役員貸付金として処理


◆ 赤字回避のため、本来は会社経費であるものを役員貸付金に振り替える

このような使い方もできるため、一見便利なものともいえますが、役員貸付金にはいくつか注意しなければならない点がありますので、ご紹介させていただきます。

### (1) 利息の計上


会社から役員に貸し付けを行ってはならないということはありませんが、会社は営利を目的としているため、貸し付けという行為についても利息収入を得る目的で行っていることが前提とされます。

従って、役員貸付金が存在する場合には、適正な利息を計上し、会社の益金として認識する必要があります。

 適正な利息の計算方法は、所得税基本通達 36-49 に記されています。

- ① 銀行などから融資を受けて役員に貸し付けた場合には、その銀行などから借り入れた利率により計算する方法
- ② 貸し付けを行った年の特例基準割合により計算する方法

特例基準割合とは、日本銀行が定める基準割引率や短期貸出約定平均金利をベースに計算した割合です。

 国税庁のホームページによると、平成 29 年は 1.7%となります。

- 利息を徴収していない場合、利息は徴収しているものの、適正な利息に  
を益金として認識する必要があり、適正な利息に相当する金額と、実際の  
利息の金額との差額は、役員に対する給与として、源泉徴収の対象とされ  
ますので、必ず適正な金額を計上するようにしましょう。

## (2) 金融機関から融資を受ける場合

銀行などの金融機関から借入をしている場合や、これから融資を受け  
ようと考えている場合には注意が必要です。

金融機関が融資を行う際には、会社の「返済能力」と「資金使途」が  
判断材料となります。

役員貸付金が貸借対照表に計上されていると、その会社に融資をしても、  
役員個人に資金が流出してしまうのではないかと、「資金使途」の点で疑念  
を持たれてしまいます。

また、役員貸付金が長期に滞留されている場合には、貸借対照表の財務  
状況について役員貸付金を除いて判断されることにより、「返済能力」でも  
評価が低くなり、融資の判断が厳しくなることも十分に考えられます。

役員貸付金は、金融機関にとって非常に印象の悪いものとなりますので、  
その点も留意しましょう。

役員貸付金は、

時と場合によっては有効なケースもありますが、  
デメリットも大きいものなので、なるべく発生  
させないことが望ましいといえます。

やむを得ず役員貸付金を使用する必要がある  
場合でも、デメリットを意識し、慎重に行うよう  
にしましょう。

